

地方制度調査会答申をめぐって(1)

第27次地方制度調査会は11月13日、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」を決定し小泉首相に提出した。2001年11月に「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の基本構造」について諮問をうけ、今年4月の中間報告を経て答申に至った。

今回の答申は、これからの地方自治制度を方向づけるとともに、「平成の大合併」の動向にも重大な影響をあたえるものであり、その特徴を示していこう。

*答申は基礎自治体・大都市・広域自治体の3分野から構成されているが、全体の6割は基礎自治体である。さらなる市町村合併の推進に向けて、基礎自治体とりわけ小規模町村「解体」の方策が具体的に提示されている。

*地方分権時代の基礎自治体を「住民に最も身近な総合的な行政主体」として、規模や能力の充実強化を求めている。そして「地域において包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を形成するため」と市町村合併を位置づける。

*合併を推進する小規模町村を「おおむね1万人未満を目安」と規定し、府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併の勧告・あっせんを行うとしている。都道府県を介した事実上の「強制合併」の方向である。

*行政区タイプの地域自治組織を一般制度として導入できるとした。法人格を有する特別地方公共団体タイプは合併後の一定期間だけ設置できる特例制度とした。ただし両タイプとも長は公選ではなく、議決機関も設置されない。

*都道府県の役割は、規模・能力が拡大した市町村との連絡調整が主となるとする。また中間報告では「検討の対象とする」とされていた道州制は、「導入を検討する必要がある」と明記され、検討に際しての枠組みを打ち出した。

この答申に対して、知事や全国町村会などから反発の声が出されている。ここでは対照的な社説を紹介しておこう。朝日新聞の11月15日付けは「『1万人』はおかしい」と答申を批判する。「国が都道府県を使って、市町村に国の施策を迫るという従来と同じ手法をみる限り、『分権』の思想がかすんでいくのは確実だ。」一方、17日付の読売新聞は「知事がひと肌脱ぐしかない」として、地域事情に通じた知事の政治力を借りた合併推進策を歓迎する。そして、「地方交付税交付金を削減するというムチを検討するのも、一つの考え方だろう」と述べている。

(12月11日 記)